



北信交旅第319号  
北信交監第36号  
北信技保第38号  
平成25年7月23日

富山運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長



北陸信越運輸局自動車技術安全部長



交替運転者の配置基準2. (1)⑥に規定する特認に係る申請手続きについて

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長から別紙（平成25年7月23日付け国自安第69号、国自旅第79号）のとおり通達があったので、了知されるとともに関係事業者に対し指導願います。



国自安第 69 号  
国自旅第 79 号  
平成 25 年 7 月 23 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

交替運転者の配置基準 2. (1) ⑥に規定する特認に係る申請手続きについて

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）の一部改正に伴い、新たに高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準（以下「配置基準」という。）が適用されることとなった。

本配置基準 2. (1) ⑥において「運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離 500 km を超える夜間ワンマン運行（貸切委託運行を除く。）する路線を設定できる」としており、特認の審査を受けた路線（以下「特認路線」という。）については、配置基準 2. (1) ①の規定によらず、上記の夜間ワンマン運行を行うことができることとされている。

今般、特認路線の申請の手続きについて、下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

#### 1. 用語の定義について

この通達における用語の定義については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」に定めるところによる。

## 2. 特認路線の申請の手続きについて

(1) 特認路線の申請を行う者は、以下①から⑥までに掲げる事項について、別紙の特認路線申請書（以下「申請書」という。）の欄に必要事項を記載した上で、特認路線の運行を予定している日の7日前までにこれを提出するものとする。

### ① 運転者の過労運転防止対策

- ・ 当該路線を運行する運転者の数（平均経験年数）
- ・ 当該路線を運行する運転者の乗務計画
- ・ 当該路線の運行途中の休憩の計画
- ・ 当該路線に使用する車両に備えられた仮眠施設の設置状況
- ・ 運行管理体制について
- ・ 上記に掲げる事項のほか、運転者の過労運転防止のための対策

### ② 運転者の健康管理・教育体制

- ・ 当該路線に乗務する運転者の健康診断の実施状況
- ・ 当該路線に乗務する運転者教育の実施状況

### ③ 行政処分の状況

- ・ 申請書提出日前1年間に、道路運送法等の違反により輸送施設の使用停止処分以上の処分を受けたことの有無

### ④ 重大事故の発生状況

- ・ 申請書提出日前1年間に、自らの責に帰する重大事故を発生させたことの有無（高速乗合バス事業に限る。）

### ⑤ 特認路線の申請を行う理由

### ⑥ 特認路線の今後の取扱いについて

(2) 運輸監理部又は運輸支局（沖縄にあっては陸運事務所。）は、申請書の提出があった場合、記載事項が正しく記載されていることを確認の上受理するものとし、速やかに地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）を經由して、自動車局安全政策課及び旅客課あて送付するものとする。

(3) 自動車局安全政策課及び旅客課は、申請内容を総合的に審査して問題ないと判断した場合には、必要な条件を付した上で、その旨申請者へ通知するものとする。

## 附 則

本申請手続きは、平成25年7月23日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

交替運転者の配置基準 2. (1) ⑥に規定する特認路線申請書

事業者名	
住 所	
提 出 日	
運行開始予定日	
路 線 名	(系統番号を設定・公表している場合は併せて記載)
	起点 (経過地) 終点
	運行距離 :
路 線 名	(系統番号を設定・公表している場合は併せて記載)
	起点 (経過地) 終点
	運行距離 :
運転者の過労 運転防止対策	運転者数 :
	乗務計画 :
	休憩計画 :
	仮眠施設 :
	運行管理体制 :
	その他の対策 :

<p>健康管理・教育体制</p>	<p>健康診断の実施状況：</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>運転者教育の実施状況：</p>
<p>行政処分の状況</p>	<p>過去1年間に、道路運送法等の違反により輸送施設の使用停止処分以上の処分を受けたこと：</p>
<p>重大事故の発生状況</p>	<p>過去1年間に、自らの責に帰する重大事故を発生させたこと（高速乗合バス事業に限る）：</p>
<p>特認路線の申請を行う理由</p>	
<p>特認路線の今後の取扱いについて</p>	

【別 添】

国自安第69号の2

国自安第79号の2

平成25年7月23日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

交替運転者の配置基準2.(1)⑥に規定する特認に係る申請手続きについて

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)の一部改正に伴い、新たに高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準(以下「配置基準」という。)が適用されることとなった。

本配置基準2.(1)⑥において「運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行(貸切委託運行を除く。)する路線を設定できる」としており、特認の審査を受けた路線(以下「特認路線」という。)については、配置基準2.(1)①の規定によらず、上記の夜間ワンマン運行を行うことができることとされている。

については、特認路線の申請の手続きについて、別添のとおり、各地方運輸局等に対して通達したので、貴会においても、傘下会員に対する周知徹底について、よろしくお取り計らい願いたい。